

ひとりで悩まず相談してみませんか？ 秘密は必ず守ります。

配偶者暴力相談センター	中央子ども家庭相談センター TEL 077-564-7867	【電話相談】 毎日 8:30~22:00 【来所相談】(要予約) 月~金 9:15~16:00 (祝日・年末年始は休み)
	彦根子ども家庭相談センター TEL 0749-24-3741	【電話相談】 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始は休み) 【来所相談】(要予約) 月~金 9:15~16:00 (祝日・年末年始は休み)
	男女共同参画センター TEL 0748-37-8739	【総合相談】電話・面接(面接は要予約) 火~水、金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30 (祝日の翌日・年末年始は休み)
警察	甲賀警察署 生活安全課 TEL 0748-62-4155	緊急時は、「110番」
	県民の声 110番 TEL 077-525-0110	短縮ダイヤル「#9110」 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始は休み)
電話相談	DV相談ナビ TEL 0570-0-55210	発信地等の情報から、最寄りの相談機関の窓口に電話が転送されます。
	女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810	全国共通(大津地方法務局人権擁護課内) 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始は休み)
	こころんだいやる TEL 077-524-2030	祝日を含む毎日 9:00~21:00 (12/29~1/3は休み)
	こころの電話相談 TEL 077-567-5560	月~金 10:00~12:00、13:00~21:00 (祝日・年末年始は休み)
法務局	みんなの人権110番 TEL 0570-003-110	全国共通(最寄りの法務局につながります) 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権なんでも相談 TEL 0748-62-1828	月、水 9:00~16:30(大津地方法務局甲賀支局) 各地域で月1回開催 13:30~16:00 ※詳しくは、広報こうか相談コーナーをご確認ください。
その他	おうみ犯罪被害者支援センター TEL 077-525-8103 077-521-8341	月~金 10:00~16:00 (祝日・年末年始は休み)
市	子育て政策課 (家庭児童相談室) TEL 0748-69-2177	電話・来所相談 月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始は休み)
	人権推進課 (男女の悩みごと相談) TEL 0748-69-2149	電話・来所相談(来所の場合は、要予約) 月・金 9:00~16:00 (祝日・年末年始は休み)

第3次 甲賀市配偶者からの暴力の防止および 被害者の保護等に関する基本計画

～ ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会をめざして～

【計画期間 令和2~10年度】

配偶者や恋人など、親しい関係にある人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

DVは家庭内や身近な地域社会の中で行われ、加害者にも罪の意識が薄いため、周囲が気付かないうちに深刻な被害になることもあります。

被害者は暴力により、ケガなど身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を目撃した子どもは深く傷つき、苦しみ、心の傷を受けます。やがて、情緒不安定で対人関係がうまく築けず、暴力的な行動をとったり、不登校、家出、非行、自傷行為などの状況を引き起こしたりすることがあります。

配偶者に限定せず、デートDVを含むDV被害者に配慮した相談、被害者の安全・安心の確保、被害者の早期発見・早期支援に向けて、啓発・予防を関係機関と連携して進めます。

児童虐待の防止等に関する法律では、児童が同居する家庭における配偶者への暴力は児童虐待とされています。

殴る、蹴るなどの身体に対する暴力だけが、DVではありません。DVには、以下のような種類があります。

①身体に対する暴力

殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなど

②心理的な暴力

人格を否定するような暴言、交友関係を細かく監視する、恐怖を感じるような脅しや威嚇など

③性的な暴力

嫌がっているのに性的な行為を強要、避妊に協力しない、無理やりポルノビデオを見せるなど

④経済的な暴力

生活費を渡さない、お金の使途を細かくチェックする、仕事をさせないなど

⑤子どもを利用した暴力

子どもに暴力を見せる、子どもを虐待する、自分の言いたいことを子どもに言わせるなど

第3次甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画 ～ドメスティック・バイオレンス(DV)のない社会をめざして～ (概要版)

令和2年3月

発行・編集 : 甲賀市 こども政策部子育て政策課
〒528-8502 甲賀市水口町水口 6053 番地
TEL 0748-69-2177 FAX 0748-69-2298

パープルリボン は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

基本理念

- 1 暴力は「学習された行動サイクル」です。
- 2 社会的にも個人的にも、暴力は我慢することで広がります。
- 3 すべての人々が暴力を許さなくなれば、暴力を減らすことができます。
- 4 パープルリボンプロジェクトは物や力ではなく、人々のエンパワメントと安全を目指すものです。



基本目標Ⅰ 暴力を許さない社会づくりの推進

《課題①》DVを未然に防止する取り組み

- 理由や間柄を問わず、暴力は決して許されるものではないという意識づくりのために、地域や企業からDV防止の気運を高めていくことが必要です。
- DVは、若年層の男女や結婚前にも起こっているため、早い時期から、正しい知識と人間関係のあり方を身につけることが重要です。
- DVは、男性が被害者となる場合や同性の交際相手でも起こることを認識する啓発が必要です。
- DVの発生そのものをなくすために、DV加害者に気付きを促す啓発が必要です。

重点目標

- ① DV防止のための啓発、広報事業の充実
- ② DV防止に向けた若年層への啓発、広報事業の充実

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

《課題②》相談体制づくり

- 身近な市の相談窓口に、安心して相談できる体制の整備を行う必要があります。
- 担当者によるさらなる精神的被害を与えないよう、担当者に対する研修が重要です。
- 外国人、高齢者、障がい者など、個々の被害者の状況に配慮した支援の充実が必要です。
- 被害者だけでなく、第三者からの通報も重要であることから、通報先の周知と関係機関との連携・協働が必要となります。

重点目標

- ③ 被害者の立場に立った相談窓口づくり
- ④ 外国人・障がい者・高齢者相談窓口との連携
- ⑤ 関係外部機関との連携（配偶者暴力相談支援センター、警察等）

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保から自立に向けた支援

《課題③》被害者の安全確保と自立支援

- 被害者の安全が確保できる体制の充実や、夜間・休日等の緊急時に対応できるよう警察や配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭相談センターとの連携強化が必要です。
- 被害者の個々の状況に応じて、各制度の情報提供や利用に関する助言が適切に行える必要があります。
- 被害者が自立し、安全で安心した生活を送るためには、住宅の確保、就労支援をはじめとした経済的基盤の確立、子どもへの支援や公的扶助・ひとり親家庭に対する支援制度の活用など、自立に向けた支援が必要です。

重点目標

- ⑥ 緊急時に被害者の安全を第一とした支援
- ⑦ 関係機関と連携した就労支援
- ⑧ 関係機関と連携した住居の支援
- ⑨ 関係機関と連携した精神的支援
- ⑩ ひとり親家庭の支援制度などをはじめとした経済的支援

基本目標Ⅳ 子どもの安全・安心を確保する支援

《課題④》子どもの安全・安心を確保する支援

- 子どもが同居する家庭での配偶者に対する暴力は、子どもに対する心理的な虐待になります。また、加害者の暴力が子どもへ向かう身体的虐待や、被害者が子どもの養育を放棄するネグレクトなど、児童虐待が深刻化する事案が増えています。子どもを守るために、早期発見、適切な保護、支援ができるよう関係機関の連携した取り組みが必要です。
- 子どもを取り巻く関係職員に、DVの早期発見や未然防止のための研修が必要です。

重点目標

- ⑪ 同居する子どもの支援
- ⑫ 子どもを取り巻く関係職員のスキルアップ

基本目標Ⅴ 関係機関の連携強化

《課題⑤》関係機関の連携強化

- DV被害者の相談や安全・安心の確保、早期発見・早期支援のため、関係機関や各種団体と連携・協力した施策の推進が必要です。
- DVの早期発見・早期支援のために、庁内関係機関での情報共有が必要です。
- 被害者の安全確保や自立支援などのDV対策推進のため、関連機関との適切な役割分担や連携が必要です。

重点目標

- ⑬ 庁内関係部署との情報共有
- ⑭ 外部機関との連携

DV被害者が加害者から逃げられない理由

- ・繰り返される暴力によって、身体も心も傷つき、逃げる気力を失っている。
 - ・逃げたら殺されるかも知れないという恐怖
 - ・配偶者の収入がないと生活できないという経済的理由
 - ・子どもために家庭を壊したくないという責任感
- ……などがありますが、それ以前にその家庭が、被害者自身の生活の拠点でもあります。

DVのサイクル

（繰り返され、エスカレートする暴力）

DVには一定のサイクルがあり、暴力を振るい終わった後には比較的安定し、謝罪したりすることもあるので、被害者も加害者に対して「立ち直って欲しい」、「暴れている時が異常で本来は優しい人」と思ってしまうがちです。また暴力への恐怖という精神的な興奮状態と安定している時の優しさにより、被害者にも精神的な依存の状況が発生しがちです。

緊張の蓄積期
加害者側：イライラ感などの緊張が高まっていき、小言や注文が多くなる。
被害者側：気配を感じ取り、緊張をほぐそうとする。

加害者側：緊張がピークに達し、怒りのコントロールができなくなり、暴力へ。
被害者側：重度の外傷を受ける。緊張と恐怖で、柔順になり暴力を受け入れる。

ハネムーン期（開放期）
加害者側：謝罪を繰り返し、相手を大切にしているような言動をとる。
被害者側：謝罪を信じたいと思う。変わってくれると期待する。